第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		309	292	46	61	74	68	850
聴覚平衡機能障害		62	169	92	114	6	250	693
音声･言語･そしゃく機能障害		19	12	53	38	－	－	122
肢体不自由		771	977	677	930	440	193	3,988
内部障害	心臓	807	11	285	307	－	－	1,410
	じん臓	427	3	4	3	－	－	437
	呼吸器	31	0	46	24	－	－	101
	ぼうこう・直腸	6	1	12	216	－	－	235
	小腸	1	0	2	0	－	－	3
	免疫	4	1	2	0	－	－	7
	肝臓	8	1	1	0	－	－	10
	小計	1,284	17	352	550	－	－	2,203
合　計		2,445	1,467	1,220	1,693	520	511	7,856

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳交付の推移　（各年度末現在）

区分＼年度		23	24	25
視覚障害		880	847	850
聴覚平衡機能障害		674	688	693
音声･言語･そしゃく機能障害		122	120	122
肢体不自由		3,983	3,983	3,988
内部障害	心臓	1,412	1,422	1,410
	じん臓	397	416	437
	呼吸器	97	96	101
	ぼうこう・直腸	211	222	235
	小腸	3	3	3
	免疫	5	6	7
	肝臓	12	10	10
	小　計	2,137	2,175	2,203
合　計		7,796	7,813	7,856

(2) 療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	21	22	23	24	25
A（最重度・重度）	552	598	610	621	625
B（中度・軽度）	489	512	549	577	595
計	1,041	1,110	1,159	1,198	1,220

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
23	1　級	56	45	101
	2　級	278	260	538
	3　級	86	67	153
	計	420	372	792
24	1　級	61	52	113
	2　級	307	287	594
	3　級	103	61	164
	計	471	400	871
25	1　級	71	56	127
	2　級	318	319	637
	3　級	114	74	188
	計	503	449	952

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307
25	1,117	3	349	765	2,371

(4) 福祉制度一覧表 (1)

制度 / 障害等の種別	等級	公共料金などの割引・助成										税金			日常生活の援助		
		タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除（軽）自動車税免除	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
		福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
音声言語そしゃく	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
肢体不自由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
内部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
知的障害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○		
精神	1		△				△	△	○		○	○		△	○		
	2		△				△		○		○		○		○		
	3		△				△		○		○		○		○		
難病															○	△	△

○……　対象　　△……　状況により対象

福祉制度一覧表(2)

障害等の種別	等級	サービス		社会参加			手当・年金等							医療の給付・助成				
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療
視覚	1	△	△				手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△
	2	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△					△				△		△		△	△	△
	4	△	△									△		△		△		
	5	△	△									△		△		△		
	6	△	△									△		△		△		
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△			△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△							△		△		△		
	5	△	△									△		△		△		
	6	△	△									△		△		△		
音声言語そしゃく	3	△	△		△			△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△							△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△	△		△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△	△						△		△		△		△
	5	△	△			△						△		△		△		
	6	△	△			△						△		△		△		
内部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3	△	△	△	△			△	△			△	△	△		△	△	△
	4	△	△		△							△	△	△		△		
知的障害	A	△	△		△			△	△	△		△					△	△
	B	△	△		△			△				△					△	
精神	1	△	△					△	△	△		△			△		△	△
	2	△	△					△				△			△			△
	3	△	△					△				△			△			
難病		△	△									△						

○……　対象　　△……　状況により対象

２　障害者福祉施策

(1)障害程度区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

介護給付等の受給を希望する障害者が障害程度区分の認定を受けるため､障害程度の調査及び審査を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
認定件数（件）	334	190	337	382	227
審査会開催回数（回）	20	13	20	19	12

(2) 介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
ホームヘルプ	利用時間（延）	49, 871	58, 098	67, 009	66, 297	70, 818
	事業費（千円）	155, 086	208, 715	247, 298	275, 116	295, 009
短期入所	利用日数（延）	425	599	930	1, 364	1, 004
	事業費（千円）	3, 553	5, 038	8, 337	10, 827	8, 965
重度訪問介護	利用時間（延）	3, 701	3, 000	3, 174	3, 969	4, 558
	事業費（千円）	6, 808	6, 033	7, 136	9, 612	11, 245
行動援護	利用時間（延）	0	9	12	1	72
	事業費（千円）	0	28	40	5	284
同行援護	利用時間（延）			3, 986	10, 526	11, 389
	事業費（千円）			8, 299	25, 632	29, 389
療養介護	利用人数（延）	57	63	68	326	317
	事業費（千円）	13, 774	16, 778	17, 739	82, 590	83, 236
療養介護医療	利用人数（延）	57	63	68	325	318
	事業費（千円）	4, 662	3, 933	3, 606	22, 712	22, 340
生活介護	利用回数（延）	20, 260	28, 228	49, 006	84, 891	88, 527
	事業費（千円）	174, 145	294, 799	453, 195	728, 923	774, 133
施設入所支援	利用人数（延）	661	1, 080	1, 886	2, 915	2, 914
	事業費（千円）	52, 634	105, 069	163, 876	273, 417	280, 400

ケアホーム	利用人数（延）	169	202	288	561	693
	事業費（千円）	15,124	19,519	29,009	69,337	87,437

※平成２３年１０月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加

(3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4, 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		21	22	23	24	25
自立訓練	利用回数　（延）	960	1,151	1,196	10,482	10,073
	事業費　（千円）	5,594	6,142	7,632	57,857	57,486
就労移行支援	利用回数　（延）	5,473	6,184	7,799	7,363	8,228
	事業費　（千円）	44,982	52,672	66,387	62,279	71,634
就労継続支援	利用回数　（延）	16,723	21,600	29,516	48,956	49,668
	事業費　（千円）	110,702	145,285	196,038	288,586	339,020
グループホーム	利用回数　（延）	225	220	265	489	490
	事業費　（千円）	12,596	13,898	16,513	31,776	33,580

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

種別	決定数（人）	利用施設数
施設入所支援	246	63 施設
ケアホーム	49	26 施設
グループホーム	38	22 施設
合計	333	112 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
地域移行支援	利用人数（延）	0	0
	事業費（千円）	0	0
地域定着支援	利用人数（延）	0	13
	事業費（千円）	0	94

※　平成２４年４月から開始

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
計画相談支援	利用人数（延）	11	605
	事業費（千円）	168	9,878

※　平成２４年４月から開始

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などの支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
児童発達支援	利用日数（延）	3,599	4,353
	事業費（千円）	39,817	49,830
放課後等デイサービス	利用日数（延）	2,699	3,831
	事業費（千円）	23,458	34,461

保育所等訪問支援	利用日数（延）	42	49
	事業費（千円）	377	444

※　平成２４年４月から開始

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
障害児相談支援	利用人数（延）	4	70
	事業費（千円）	67	1, 290

※　平成２４年４月から開始

(9) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
補聴器	交付件数	37	41	47	47	59
	修理件数	15	13	18	12	14
	金額(千円)	2, 128	2, 865	3, 312	3, 367	3, 696
義肢	交付件数	16	6	13	5	11
	修理件数	14	15	12	14	13
	金額(千円)	6, 236	3, 515	7, 063	3, 834	6, 074
車椅子	交付件数	22	25	25	29	31
	修理件数	42	53	38	51	54
	金額(千円)	4, 302	6, 412	5, 863	7, 516	7, 427
装具	交付件数	34	38	33	41	37
	修理件数	7	14	17	11	7
	金額(千円)	2, 368	4, 885	3, 662	3, 567	2, 932
安全杖	交付件数	17	20	17	15	14
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	70	79	68	61	62
その他	交付件数	23	22	20	22	18
	修理件数	37	21	26	4	13
	金額(千円)	4, 859	4, 664	4, 336	3, 146	5, 875

計	交付件数	149	152	155	159	170
	修理件数	115	116	111	92	101
	金額(千円)	19,963	22,420	24,304	21,491	26,066

(10) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
じん臓	件数	3,221	4,142	4,628	4,929	5,518
	金額(千円)	236,614	251,377	284,478	302,461	280,100
心臓	件数	119	155	111	96	72
	金額(千円)	19,575	38,657	18,042	24,641	22,890
その他	件数	27	75	80	72	66
	金額(千円)	3,083	6,958	10,918	11,839	6,539
計	件数	3,367	4,372	4,819	5,097	5,656
	金額(千円)	259,272	296,992	313,438	338,941	309,529

(11) 相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
利用件数（延数）	11,278	13,353	12,858	12,155	15,778
事業費（千円）	21,375	20,309	20,309	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

(12) 移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用時間	19,127	21,417	20,077	17,111	21,306
事業費（千円）	42,070	49,184	48,435	43,001	49,434

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用時間	312	267	246	275	297
事業費（千円）	406	347	320	358	387

(13) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4，市 1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延派遣回数	24	8	12	10	8
事業費（千円）	105	94	58	63	32

手話奉仕員派遣事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延派遣回数	121	163	238	232	228
事業費（千円）	359	321	449	477	411

手話通訳者配置事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延配置時間	1,085.5	1,094.5	1,099.5	1,105.0	1,094.5
事業費（千円）	1,092	1,099	1,107.5	1,226.2	1,211.7

(14) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10）， 機能強化事業分（国1/2，県1/4，市1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	17,757	21,334	25,059	29,134	13,720
事業費（千円）	18,720	18,720	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

＜実　績　Ⅱ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	0	0	0	0	1,910
事業費（千円）	0	0	0	0	7,100
事業所数	0	0	0	0	1

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	4,840	5,115	4,952	5,183	3,271
事業費（千円）	17,700	17,700	17,700	17,700	11,800
事業所数	3	3	3	3	2

(15) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実　績>

（単位:件）

区分＼年度	21	22	23	24	25
特殊寝台	2	6	5	5	6
盲人用時計	6	8	7	6	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	11	7	9	10
入浴補助用具	5	8	2	11	8
聴覚障害者用屋内信号装置	3	1	8	1	3
聴覚障害者用通信装置	2	4	4	1	5
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,495	2,393	2,662	2,742	2,667
その他	37	48	51	62	38
合　計	2,551	2,479	2,746	2,837	2,743

(16) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

<目的･事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実　績>

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数	5,924	5,418	5,062	5,686	4,707
事業費（千円）	14,394	13,675	12,925	13,646	11,516

(17) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

<目的･事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実　績>

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数	55	48	48	48	48
事業費（千円）	1,638	1,736	1,838	1,838	1,838

(18) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

年度 事業名	21	22	23	24	25
点訳奉仕員養成事業	160	143	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	145	127	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	699	652	475	652	―
手話奉仕員養成事業	493	554	554	554	554
点字・声の広報等発行事業	508	485	483	629	629
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	399	735	540	340	373
生活訓練事業	510	453	454	454	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	0	21	0	21	25
入院時生活支援事業	86	89	44	9	38
合　　計　　（千円）	3,360	3,619	3,180	3,289	2,703

(19) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4，市 1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
利用件数（延数）	327	265	142	119	105
業費（千円）	2,862	2,378	1,268	1,074	945

(20) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 , 市 1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
利用件数（延人数）	76	77	86	12	18
事業費（千円）	219	251	248	39	44

(21) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
相談延べ件数	36	33	41	31	33

(22) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
１日平均利用件数（人）	6	5	6	6	6
実施日数（日）	242	243	244	245	62
延べ配食数	920	815	990	962	243
事業費（千円）	138	122	149	145	37

(23) 福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
交 付 人 員	347	352	328	306	289
交 付 延 枚 数	3,993	3,869	3,744	3,495	3,302
利 用 延 枚 数	3,288	2,965	3,022	2,759	2,656
事 業 費 （千円）	2,035	1,836	1,870	1,707	1,643

(24) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業概要＞

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞　（任期　平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
市	有 松　由 里 子	５４－７２１２		全般
	大 場　和 正	５８－７３２０		〃
	幸 田　義 勝	５７－８００２		〃
	長 井　直 子	５２－８６５５		〃
	藤 瀬　勉		５６－４６６７	聴覚
	古 庄　和 秀	090-2517-4005		全般
	松 尾　サ ダ 子	５６－１６４２		〃

＜知的障害者相談員名簿＞　（任期 平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話
市	鬼 塚　賢 慈	５１－１１５８
	木 村　香 代 子	５６－４０９２
	増 田　佳 子	５６－３３０８

(25) 外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
支 給 人 員	1	1	1	1	1
支 給 額 （千円）	120	120	120	120	51

(26) 大牟田市障害者等文化体育施設（サン・アビリティーズおおむた）の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的・事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、 相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和59年11月

＜利用状況＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
開 館 日 数（日）		293	293	295	295	293
利用者	障害者（人）	13,675	14,849	14,092	13,322	12,569
	その他（人）	36,891	39,255	38,549	37,344	34,942
	計（人）	50,566	54,104	52,641	50,666	47,511
障害者利用率（%）		27.0	27.4	26.7	26.2	26.5

※利用者数は、ふれあいパラリンピック＆サン・アビまつり等への参加者を含む

(27) 扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県1/2，市1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	21	22	23	24	25
加入世帯数(延)	240	192	132	120	116
扶助世帯数(延)	65	36	48	48	42
扶助料(千円)	288	187	198	229	191

(28) 重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県1/2，市1/2

＜目的･事業内容＞

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者
・市内に住所を有するもの
・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児）
・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人

・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
国保	対象者	873	883	813	822	776
	件数	16,279	18,332	18,319	17,663	17,000
	金額(千円)	149,838	148,727	153,750	147,553	153,310
後期	対象者	2,443	2,395	2,351	2,400	2,374
	件数	51,966	53,701	51,987	51,568	52,030
	金額(千円)	228,303	229,445	217,322	210,981	205,593
社保	対象者	343	370	402	289	293
	件数	6,283	7,188	7,244	6,215	6,421
	金額(千円)	61,140	66,433	71,306	60,862	63,685
計	対象者	3,659	3,648	3,566	3,511	3,443
	件数	74,528	79,221	77,550	75,446	75,451
	金額(千円)	439,281	444,605	442,378	419,396	422,588

(29) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国3/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
支給人員	特別障害者手当	1,366	1,352	1,319	1,332	1,400
	障害児福祉手当	644	561	568	642	725
	福祉手当（経過措置分）	311	266	251	240	240
	計	2,321	2,179	2,138	2,214	2,365
支 給 額 （千円）		49,850	47,639	46,507	47,597	50,428

※人員は延人員

(30) 特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞　　（手当支給停止者を除く。平成 26 年 3 月 31 日現在）

年 度	21	22	23	24	25
支給人員	123	133	164	177	165

(31) 大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保、就労、登下校支援などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

3　精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	基本は県

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況

年　度	精　神　保　健　相　談								
	実人員	延　人　員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
21	124	260	14	79	10	4	2	23	128
22	122	283	14	84	9	0	8	45	123
23	102	287	4	189	15	0	4	18	57
24	147	440	19	258	30	0	3	53	77
25	132	411	25	146	28	0	5	73	134

② 精神保健訪問指導の状況

年 度	精神保健訪問指導					
	実人員	延人員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
21	53	91	3	35	1	52
22	33	56	1	33	1	21
23	64	139	2	46	11	80
24	40	112	2	46	9	55
25	58	272	18	56	10	188

③心の健康相談

年度 / 区分	21	22	23	24	25
相談延人員	25（4）	21（2）	14（4）	35（7）	32（3）

※（ ）内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

①精神保健福祉講座

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	基本は県

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を２回シリーズで実施。 【参加延人数】 ４８人

②自殺対策緊急強化事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	県 10/10

ア．人材養成事業

「うつ病の方の家族教室」をうつ病で治療中の方の家族を対象に２回シリーズで実施。

【参加延人数】 ４１人

「眠れる方法教えます」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 ８３人

「自殺したくなったら図書館へ行こう」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 ４６人

「誰でもゲートキーパー」をテーマに、一般市民を対象に５地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】 １５９人

イ．対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 ２５人